

食料・農業・農村政策審議会 基本法検証部会（第15回）議事概要

1. 日時：令和5年5月19日（金）13:30～15:40
2. 場所：農林水産省7階講堂
3. 出席委員：
井上委員、合瀬委員、大橋委員、清原委員、香坂委員、齋藤委員、茂原委員、高槻委員、寺川委員、中嶋部会長、中家委員、二村委員、真砂委員、三輪委員、山浦委員、柚木委員、吉高委員（磯崎委員、上岡委員、堀切委員は欠席）
4. 議題：
食料・農業・農村基本法の検証・見直し検討について
〔中間取りまとめ（案）〕

5. 主な発言内容：

【食料分野】

（清原委員）

- ・ これまで「フードシステム」と表現されていたところが今回、「食料システム」へと切り替わっているところがあった。「食料システム」という単語は「フードシステム」を正確に表していないのではないかと。みどりの食料システム法の中で、「食料システム」の定義は、「生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携すること」とされており、産業と産業、事業者間の繋がりが読み取りにくい表現になっているのではないかと。基本法検証部会において議論してきたのは、農業から始まる産業と産業、消費者までの連鎖、その間にある市場、それを取り巻く法律や制度。このことを正確に表すのはやはり「フードシステム」ではないかと。「農業経済学事典」の中で、中嶋部会長が担当されている「フードシステム」の項での定義を画面に掲げたので見ていただければと思う。他の農業経済学の研究者も、産業の繋がり、その中の主体間の繋がりを表現した定義となっている。これがまさしく基本法検証部会で検討されてきたことを表しているのではないかと。みどりの食料システム法の中で定義を否定するものではないが、本来のフードシステムの意味はまだ他の法律の中でも使われていないことから、基本法の中では実態を表す内容の方が使われた方がよいのではないかと。
- ・ 食料の分野について、「価格に転嫁する」あるいは「価格転嫁」という言葉を「価格に反映する」、「価格への反映」に修正すべきではないかと。「転嫁」は責任転嫁を意味する言葉。これまで議論していたことと相反する。農業生産者や食品事業者は責任を転嫁したいのではなく、正当な対価を得たいということ。その仕組みが模索されるべきだが、この表現では社会からの誤解を招いてしまう。「価格転嫁」は原材料の急激な高騰に対応する際によく使われ、今回の資料でも、特別な事態にのみ対応することを想起させるのではないかと危惧する。基本法検証部会で議論したのは、平時から生産コストが取引価格でカバーされていない問題。「転嫁」ではなく「反映」という表現を使うべき。
- ・ P. 27の「物理的・経済的・社会的側面での円滑な食品アクセスを確保」という表現を入れていただいたことで、地域的な時間的広がりを持った多数の課題、今後生じるかもしれないアクセス問題に対応できる重要な記述になった。P. 27の「地域ごとに、様々な食品アクセスに関する課題や実態を把握する、食に関する関係者が連

携する体制の構築」も、地域ごとの課題把握や関係者が連携する体制を明記しており重要。但し全体的に総論とフードバンクやこども食堂といった具体例とが混在しており、分かりにくい文章になっている。文章の修正案を作成してみたところ、参考にさせていただければと思う。

(中嶋部会長)

- ・ 「食料システム」という言葉は、そもそもみどりの食料システム法での「食料システム」という言葉を踏まえて利用していると理解している。また、国際的には「Food systems」という言葉を日本語で「食料システム」としていることと理解している。

(杉中総括審議官)

- ・ 法令用語として「食料システム」という言葉が、みどりの食料システムの分野で使われているため、基本的には「食料システム」という言葉の方が良いのではないかという考えのもとに整理したが、今回議論した「食料システム」は若干広い文脈で使用しており、1つのアイデアとしては、「食料システム」という中で、その考え方、定義を説明として加えていくような形はあるかと思うが、委員の御意見をいただければと思う。

(中嶋部会長)

- ・ もし「食料システム」を使うならば、私たちが考えている意図が間違えないで伝わるような言葉を足すなりすることが必要という御指摘だと思う。検討させていただいた上で、提案していきたい。
- ・ 「価格転嫁」という言葉遣いについては、ほぼ修正されているのではないかと思うが、ざっと見てP. 40の「肥料については、価格が急騰し、価格転嫁が間に合わない場合の」というところは、「転嫁」が残っていると思ったので、考慮いただければと思う。
- ・ P. 27の食品アクセスの記述の仕方については、提案いただいた文章があったことから、後に検討ということによいか。

(三輪委員)

- ・ 清原委員から御指摘のP. 27の表現は、2つの概念と具体例が混じっており、様々足していった結果、分かりにくくなったということだと思う。中家委員からの意見で加えた移動販売も、一緒に盛り込むことが大事だと思うが、他にも農村地域で、ネットスーパーを積極的にやるような動きや、地方のスーパーが宅配を頑張る形など様々な取組がある。意見が出たところを断片的に取り上げると、言いたいことが伝わらない部分があると思う。伝えるべきメッセージが増えてきているため、物流の問題、例えばネットスーパー、移動販売であれば、商流が絡む部分など、事業者育成のような観点もある。ロジスティクスの話ではない部分が増えてきている中、少し違和感が出てきている。フードバンク、こども食堂などを謳うことは非常に大事だが、唐突感がないよう、概念的、具体的な話の階層構造がきちんとわかるようにしていただくのが良い。この言葉がない方が良いというつもりは全くなく、やるのが大事だということはきちんと伝えるべき。書き方を工夫いただければと思う。

(中嶋部会長)

- ・ ラストワンマイルなどの御指摘もあったと思うので、バランスも取りながら事務局に検討いただきたい。

(二村委員)

- ・ P19④の「適正な価格形成」のところは、価格がどのように決まるのかということが広く理解されていくことも含め、「透明で公正な」という文言を入れていただきたい。消費者が納得できる透明で公正な価格形成は不可欠であり、このことがサプライチェーンの関係者間の信頼構築にも繋がるはずだと思う。
- ・ P. 27②について、「食料安全保障のために」とあるが、直接的には、持続可能な生産や安定供給のためではないか。結果として食料安全保障に繋がるが、やや飛躍があるのではないかと思う。直接的に目的を明示したほうが分かりやすいのではないか。
- ・ P. 26にフードテックの記述があるが、新しい食経験であり、安全性の確保が必要。昆虫食をめぐるインターネットやSNSなどで炎上することも聞かれるため、消費者の理解やコミュニケーションを丁寧に進めることを記述に入れるべき。

(真砂委員)

- ・ 適正な価格形成と言うのであれば、米の生産調整、米の生産カルテルをやめるべき。この部会で、生産者サイドに立った、生産者に都合のいい議論だけをするのはいかがなものかと思う。生産カルテルをやめないのであれば、何の目的のために消費者は高いお米を買っているのかということの説明すべき。生産カルテルについての考え方を記載すべきと思う。

(中嶋部会長)

- ・ 二村委員の指摘については、持続可能な生産を実現すれば、ひいては食料安全保障に繋がると私は理解していた。
- ・ 真砂委員の指摘について、生産調整に関しては、今の段階でそこまで踏み込めるか分からないが、適正な価格とはどういう意味なのかという点をもう少し明確にするということで、少し書き込んでいただくということでしょうか。

(香坂委員)

- ・ 資料2は、国民や国会議員、一般の方々に向けて、なぜ議論がなされているのかを、ビビッドに伝えるようにする必要があると思う。例えば、「輸入国としての影響力の低下」というところは、資料3のP. 23にあるような、「買い負けの発生のおそれ」といった表現の方が、一般の方には伝わりやすい。そうした表現を入れ込むことを検討いただきたい。また、ビジュアルなものとの紐づけを併せてお願いしたい。
- ・ 食料システム、フードシステムといった用語については、索引のようなものを事務局で準備いただけると分かりやすい。

(中嶋部会長)

- ・ 特に「輸入国としての影響力の低下」というあたり、言葉だけでは分かりにくいのではないかと思ったので、御指摘を踏まえて改善いただければと思う。

(杉中総括審議官)

- ・ 今後、中間取りまとめを受け、地方で意見を聞く場面を設ける際、このような概要版と併せて裏付けの資料データを作ろうと考えており、分かりやすいデータが準備できるよう検討したい。

(合瀬委員)

- ・ 中間取りまとめを見た第一印象は、かなり量が多いということ。今回の見直しで何を第一にするかについてのメリハリが見えにくいので、文面を整理いただきたい。
- ・ 基本理念のP. 19について、「国民一人一人の食料安全保障の確立」が(1)にあるが、その中でまず食品アクセスの改善で、次に食料の安定供給という順番になっている。基本法見直しの背景は、コロナやウクライナ侵攻で世界のサプライチェーンが寸断されたということや、日本の経済力が落ちて輸入が安定的にできなくなるおそれがあるということがスタートだったと思う。資料2を見ても、20年間における情勢の変化の最初にも、食料生産・供給の不安定化が来ている。基本理念のところも、まずは食料の安定供給の確保が来て、次に食品アクセスの改善が来るべきであり、順番が逆。食料の安定供給のための総合的な取組をまずは書かないと、国際的な食料需要の増加と、食料生産・供給の不安定化という問題意識に答えていないのではないか。

(清原委員)

- ・ 合瀬委員の意見に賛成。P. 19の記述、概要の1ページ目における①食品アクセスの改善、②食料の安定供給のための総合的な取組は、順序が入れ替わる方が良い。

(三輪委員)

- ・ 自分も①と②は入れ替えていいと思う。また、清原委員が前回指摘されていた、平時もきちんと見るべきだということに対し、適宜修正いただいているが、逆に不測時の注目度が下がり過ぎており、平時だけを見るような形になっていないか。全体的にバランスはとれているが、例えばP. 19(1)について、「不測時に限らず」は「平時・不測時問わず」と書いた方がバランスがとれるのではないか。今の時点ではウクライナ情勢や食品アクセス問題などが注目されているが、今後20年、30年というスパンを考えると、様々な状況が考えられると思うので、バランスをとっていただくのがよいと思う。

(中嶋部会長)

- ・ 今回、食料安全保障の議論をする枠組みとして、FAOの定義を事務局の方で参照していただいたが、その内容は4つの柱からなり、アベイラビリティ、アクセス、ユーティライゼーション、スタビリティだったと思う。その順番からいくと、安定供給のための総合的な取組は1番目、そのあとアクセスの問題を取り上げるという

のは1つの流れかと思う。清原委員、三輪委員からも賛意いただいたので、その方向で少し検討させていただければ。

- ・ 三輪委員からの、不測時に対する言及が逆に不測時を弱めてしまうのではないかと御懸念は大事な指摘なので、事務局で少し検討していただければと思う。また、あまりにもたくさんの方が指摘されていたため、かえって分かりにくくならないかという御指摘について、事務局としてはそのために資料2を用意いただいたと思うが、やはりメリハリがついていないというのは香坂委員からの指摘にもつながるので、改善する形でまとめる、場合によってはエグゼクティブサマリーのようなものの作成を検討するというところでどうか。

【農業分野】

(真砂委員)

- ・ P.37④に「多様な農業人材の位置付け」という記述があるが、私はこれには反対。「多様な」と言っているが、その実態は現在の兼業農家。前にも申し上げたように、兼業農家は農業政策の軸にはなり得ない。農村政策で言及すれば十分。特にP.37の「これらの者が農地の保全・管理を継続する取組を進める」との記述は、農地バンク、農地の集積率目標というこれまでの構造政策に明らかに反する。中間取りまとめ案でも「農地の集積・集約を進める」とのくだりがいくつか出てくるが、その記述との矛盾もある点も指摘したい。

(柚木委員)

- ・ 真砂委員御指摘の点は、自分も、効率的かつ安定的な農業経営を基本にするというのはその通りだと思う。ただ今の地域を見た時に、とりわけ中山間地域において、効率的かつ安定的な経営だけでカバーできない地域があるのも事実。ゆくゆくは効率的かつ安定的な経営にもっていかなければいけないが、その間の状況として、今、農村への回帰といった動きもあり、単純に今の既存の兼業農家ということではなく、新しく農村に入って、農業と関わりながら対応していこうということ、今後20年を考えた時にある程度施策的にも位置づけておく必要がある。その延長線上で最終的に、力強い農業経営を作っていくということ。農地が小規模なところに戻ることではなく、大規模化なり効率化を図っていくことに向けての過程として、多様な農業人材を位置づけておくことも必要ではないか。とりわけ中山間地域の農業生産額、農地面積、農業者の数は約4割を占めており、そこが崩壊してしまえば元も子もない。そういう観点で議論をさらに深めていく必要があるのではないか。

(中家委員)

- ・ 当該部分については、私の意見を反映いただき感謝。私も柚木委員と同じような考え方で、農地の受け皿となるような経営体は必要であり、重要な存在。一方で、大規模な経営体・担い手だけで地域農業を担っていくことはできないと考えている。現実問題、いわゆる中小・家族経営農家あるいは兼業農家、定年帰農者、半農半Xなどが、小さな農地であっても農業を守っている部分があり、今後も多様な方々が、担っていくという思いで意見させていただいている。
- ・ P.40に以前自分が申し上げた意見を記載していただいた。価格転嫁、先ほどの話であれば「価格反映」というのは非常に重要。今回の見直しの中で極めて重要な施

策になると思うが、価格反映ができなかった場合の経営安定対策の充実が非常に重要。P. 40⑭には肥料の対策について記載いただいております、ありがたいが、生産資材は肥料だけではなく幅広くある。肥料以外も含めて経営安定をどのように充実させていくかという視点が重要ではないか。例えば、P. 40の「肥料」を「生産資材」という文言に置き換えることができないか。

(齋藤委員)

- ・ 多様な農業人材について、今、中山間が約4割というのは事実であり、一生懸命現場で農業をやって農産物を生産している実態があるが、(これまでの体制のまま)これからずっと継続することはあり得ない。今回の基本法の中で、中山間であっても大規模農業が経営できるような制度を創設するようなことを考えていかないと、食料の生産は無理ではないか。山形の庄内平野でもどんどん辞めているような状況で、中山間になれば集落全体が辞めるという方向も見え隠れしている。現在、農業法人は年々売上を伸ばし、現在平均の売上げが年間3億7千万円。10年間で9千万円伸びている。稲作の規模の平均が65ha、これは2020年の農林センサスの1.8haから比較すると36倍。今後、1ha、2haの方が何代も続けてやるというのはもう無理。できるだけ効率の良い経営にできるよう、今回の基本法の改正で謳っていただければ幸い。

(合瀬委員)

- ・ 農業者というのが一律に括れなくなってきた。かつてのように、全員が大規模農業を目指すわけではなく、食料の安定供給を支えることを目指す農業をやっている人たちと、半農半Xのような地域の農村の活用、新しい価値を発信するなど様々な農業者がいる中で、一律な政策は難しい。それぞれの目的に合った人たちの支援をすることが本筋。真砂委員御指摘のところは、農業政策は主に食料生産の食料供給を担う人たちの政策のところまでにして、「多様な農業人材の位置付け」は農村政策に分けて書いた方がそれぞれの目的にあった支援が作りやすくなるのではないかと思う。

(山浦委員)

- ・ 「多様な農業人材の位置付け」について、合瀬委員の御意見も踏まえると、結論としてどこを取っていくのが重要ではないかと思う。「農業を副業的に営む経営体や自給的な農家が一定の役割を果たしている」というところについては、農業生産という意味では我々現場でしっかりやっている基幹的農業者からすれば、正直大して役に立っているとは思えない。但しそれが全く無意味なのかというと、例えば農業に触れる機会、高齢者の活動、健康維持など様々な観点では決して無意味なことではない。ただし、基本法や政策に対する優先順位、目的という部分でそれほどまで影響力があるのか。おそらく皆様方への食料供給をカバーできるということでは決してなく、本人にとって価値のある農作業や体験をしているかもしれないが、日本全国としての食料生産として考えれば非効率的であるという見方もできる。誰かが悪くて誰が正しいということではなく、この基本法が何の目的で作られていくのか。国民の食料を守っていく意味であれば、ここに大きく項目として取り上げるのではなく、先ほど合瀬委員が言われたように別の形で明示する方がよいのではない

か。別の機会で言われた「適正な価格形成」では、基幹的農業者は小規模であっても全く問題ないと思うが、直売所目線で販売している基幹的農業者もたくさんいる。高齢者の趣味で作られた野菜がその適正な価格と見合わない、50円でも30円でもいいからとりあえず売ればいい、みんな喜んでくれるから、と売られると、我々農業現場で働いている者からは少し苦しい部分もある。何を目的としてこの基本法の文面を作っていくのかという観点で今後考えていっていただきたい。

- ・ つまり、多様な農業人材のところは農業分野に書くべきではないという意見。

(寺川委員)

- ・ 今の議論に私も賛成。
- ・ P. 39の人材の育成において、女性農業者が力を発揮できるよう「地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成を推進する」とあるが、女性農業者参画については⑩で記載されている。あえて女性農業者という形でなくとも、「性別・年齢問わず力を発揮できるよう地域のリーダーとなり得る」というような視点がよいかと思う。

(茂原委員)

- ・ 中山間地域にいる町長として今の話を聞いていたが、確かに小さな農業がという話になるが、食料の安定供給にはやはり、農業の担い手の確保が欠かせない。農地を集約化し、規模を拡大する農業を推進していくことはもちろん大事だが、これだけで農業・農村を維持することは困難ではないかと思う。現在、平地でも田園回帰や関係人口による地域活動が高まっている。私の町でも移住定住対策や地域おこし協力隊等が非常に力を入れている関係で、外から来てくれる方は地域の活力になっており、地域活動に参加する人々の多くが農業に関心を持っている。農業発展の好機であると私も捉えるべきと思っている。新規就農者の大半も非農家出身の人が多く、農業の魅力に着目している人材は非常に重要。農業の担い手を確保する上で重要なことは働き方改革。若い人に農業に希望を見出して職業として選択してもらうために、賃金、休暇、作業のための労働条件等々を真剣に考える必要。現行の基本計画の中では、「中小・家族経営など多様な経営体による地域の下支え」が掲げられており、その経営意欲を高めることは、食料安全保障の観点から非常に重要。基本法21条に担い手が定められているが、基本法に多様な担い手の確保も位置付けてもらうことが必要。農村政策でも出てくると思うが、農業政策の中でも中山間の農業も頑張っている部分、頑張してほしいという部分を位置付けて欲しい。
- ・ つまり、P. 37④の「多様な農業人材の位置付け」の項目については維持して、必要な事項をもう少し加えてほしい。

(山浦委員)

- ・ 私も山間地の出身であり、そこで農業を営む個人事業主や、大小問わない基幹的農業者を否定するものではないが、「農業を副業的に営む経営体や自給的な農家」という箇所が気になっている。「一定の役割」とはいったい何ぞやということ。また、「多様な農業」、「農業人材」の定義。逆に言えば、農業を副業的に営む経営体や自給的農家までもしっかり農業者と位置付けて、この文言を基に補助金が作られるとか、支援がされるとか同じような位置付けをされると、我々としては、本来

回ってくるようなものが回ってこなくなったり、日本の農業を支えている規模をやっている人と同一化されたりするのは少し疑問。多様な農業人材という言葉がどうこうというのは大して問題ではない。基幹的農業者をしっかり応援していただいて、副業的であったり、自給的な農家をここに入れるべきではない。

(柚木委員)

- ・ 政策対象としてどこに焦点を置くかについては、山浦委員からあったように、基本的には効率的かつ安定的な農業経営。認定農業者制度によって、裾野を広くしつつ、多様な人材の中からそこを目指す人を基本的な政策対象とするということではないか。これまでの議論や数字にもあるように、農地を守る人、農業に関わる人が極端に減ってきている。できる限り生産基盤としての裾野は広げていくということが中山間地では重要になっている。先ほど茂原委員もおっしゃられたが、外から入った方がいきなり大規模でやれるわけではない。経過的な措置を含め、政策対象としては経営改善計画を立てる認定農業者制度であると思う。多様な人材については、農地の保全や集落の機能という中で、今後10年20年を見据えて位置付けをしておく必要がある。

(井上委員)

- ・ 多様な農業人材の位置付けについて、自分としては、この記載はあっても良いかと思った。ただし他の皆様の意見に共感することも多く、農業分野において副業的に営む経営体や自給的農家が担う役割はあまり想像ができない。しかし、中山間地においては農業生産と農村維持が非常に密接に関わり合っていて、農村の維持と農業生産のどちらかが欠けてしまってどちらも成立しないということも現状あるかと思う。文面の書き方として「多様な農業人材の位置付け」はあるが、「農地を保全し」から「付加価値向上を目指す経営体の役割が重要である。」と言い切ってしまう、「しかし」なのか「さらに」なのかに続いて「農業を副業的に営む経営体や自給的農家が一定の役割」という書き方であれば整理できるかもしれない。また、「一定の役割」や「持続的に農業生産が行われるようにする」という文面は、副業的農業を営む経営体にあまりにも求める役割が大きい印象を持つ。このあたりの文面の書き方を改善し、多様な農業人材の位置付けは記載いただければと考える。

(香坂委員)

- ・ 農村の部分に記載するのがよいのか、農業の部分に記載するのがいいのかという議論について、農村に内容が近いのであれば、記載を農村に近いところに移すのも一つの案かと思う。農業の中で農村に橋渡しをするような項目なのか、農村の中で農業に橋渡しをしていくということが分かるような位置にすることが良いのではないか。例えば、P. 41の農村分野の直前のP. 40のどこかに移すなど。

(三輪委員)

- ・ 各委員の発言はそれぞれ大きくずれてはいないと思うが、今の書きぶりだと誤解が出てくる部分だと思う。農業生産で誰が中核を担うのかというところで、多様な人材という記載で、皆が薄く、広く、何となくだと誤解されうる。また、これから20年で誰が中核となるべきかが薄まらないようなメッセージが必要。

- ・ 一方で、用水路の管理を全て農村マターとするのは、少し厳しい言い方をすると農業者が農村政策にフリーライドするような形になると思う。農業の中核ではないが、色々な人に農村を盛り上げてほしいというのは同意するが、その一方で、用水路の維持のためにボランティアなどに協力してもらい、そこで整備されたもので農業を営むというのは、ちゃんとしたリンクがないと歪な構造になる。実際の現場では、お互いにメリットがある、もしくは費用負担・人的負担をすることでうまくバランスが取れていると思うので、その部分が誤解ないように上手く表現いただきたい。誰が何のために何をするのかということが明確化されれば、各委員の総和として合意の得られた表現ができるのではないか。

(中嶋部会長)

- ・ P. 36の冒頭の「今日的な情勢での効率的かつ安定的な農業経営の位置付け」というところに、どのような経営体がこれからの日本の農業を支えていくかに関して明確に書かれている。その活動を阻害するような施策があっては困るという懸念が多くの委員からあった。理想はその方向に日本の農業を誘導していくことだが、そこに至るまでにはまだ時間が必要であり、「一定の役割」というのを今の時点でどう評価するか、また今の段階では担い手以外にも役割を担っていただかなければカバーしきれないことを踏まえ、いかに理想に向かっていくかということを引きちんと提案すべきではないかと思った。
- ・ 食料の供給に関しては、食料自給率の低さも踏まえると、まだ不足しているので、食料供給力を下げるような形も取れないということ。中心的な議論は、稲作などの土地利用型農業が中心であると思うが、園芸や畜産も、食料供給の重要な部分。持続的・安定的に食料供給を維持するためには、その「一定の役割」をどの程度評価するかについて、いくつかの観点から御議論いただいた。また、平地と中山間では状況が違うということも御議論いただいた。
- ・ 一つ一つの経営改善計画もあると思うが、地域全体でどのような農業の姿を求めていくかという議論の中で、一定程度、多様な人材を評価し、役割を果たしてほしいと位置付けるのは、農地の保安全管理を適正に進めてもらいたいということと理解。様々な意見が出たので、事務局で修文案を検討させていただきたい。
- ・ もう一つ、あまり議論にはならなかったが、「地域の話合いを基に」と書いてあるが、しっかり指摘しておきたいことは、農地の集積・集約を進めることは絶対であるということ。そうしないと日本の農業の将来はないし、食料の安定供給が実現しないので、そこにブレーキをかけることがあってはいけない。先ほど指摘した、地域の話合いというのは施策としてあるので、これを実効あるものにつつつ、今後農地の集積・集約化を進めていくという方向を踏まえた上で、滞りのない食料供給を模索していければと思う。
- ・ 農業人材のところは、それぞれイメージするところは異なるかもしれないが、半農半Xの経営体でも、地域の農業を支える方々もいることは確か。人手不足であることは間違いないので、これを一定程度評価し、活かせるものは活かすことを検討できればと思う。農村の部分でも多様な農業人材の位置付けは記載があり、観光等の活動についても言及されているので、混乱がないよう、重複を避けて文案を検討いただきたい。

- ・ P. 39の⑧人材育成について、寺川委員から、女性農業者が力を発揮できるという記載について、性別や世代の別なく、就農し活躍できる環境作りと修正するのはどうかという提案があった。P. 39の⑩にも女性農業者に関する記載があることを踏まえて修正を検討いただきたい。
- ・ P. 40の中家委員からの、肥料の価格高騰について、「農業生産資材」という文言にできないかという指摘については、引き取らせていただきたい。

(二村委員)

- ・ 寺川委員の指摘で、女性だけでなく若い方々が活躍できるように、というのは重要だと思うが、その一方で、様々な分野で男女の役割や人数比率に大きな偏りがある部分を是正していかないと、特に若い女性は流出してしまう。女性にどこまで特化して書くかは慎重に検討いただきたい。女性版骨太の方針の内容を参考に書くのがよいのではないか。
- ・ スマート農業という言葉がP. 33、P. 39にあるが、定義が曖昧。農業生産の強化、効率化ということでいえば、ITやデジタル技術も重要だが、品種改良や栽培技術の改良もある。この記載では、ITやデジタル化に偏っている。
- ・ 一方、P. 39に、「データを活用した生産性の高い農業経営」を通じて、という記載があるが、生産から消費に至るトータルのシステムやデータのやり取りを強めることでサプライチェーン全体の効率化を図るということと、農業生産の場面に特化し、生産性の高い農業経営や産業構造の変化を促進するためにデジタルを活用するという二つの大きな方向性があると思う。関わってくる人も違ってくるので、この部分は分けて書くのが適切ではないか。

(吉高委員)

- ・ 寺川委員の指摘について、女性の人材育成と参画促進は違う次元の話だと思う。例えば農協といった、ディシジョンメイカーにどれだけ女性が入っていくかという視点が重要。女性がディシジョンメイキングに入っていくことを促進するのが参画で、リーダーを作るのが人材育成ということで分けて考えるのがよい。

(柚木委員)

- ・ P. 36③農業法人の経営基盤の強化等のところで、離農する経営の農地の受け皿となる農業法人とあるが、基本法の第28条にもあるが、集落営農組織についても、組織化や法人化を通じて更に強化していくという観点で、特に中山間地域ではこれから重要になると思うので、盛り込んでいただきたい。
- ・ P. 37⑤の農地の確保及び適正有効利用について、全体の生産を上げていくためには、耕地利用率を上げていく必要。基本計画で常に目標は掲げているが、100%を切ってから大分時間が経っており、意識していくことが必要であり、言及できないか。
- ・ P. 30の②の書きぶりについて、現行の基本法においては家族経営を中心として経営の活性化を図る、とのことだが、現行基本法には、同時に法人化の推進も入っている。P. 36の「今日的な情勢での効率的かつ安定的な農業経営の位置付け」のところには、そのような表現が入っているが、現行基本法の制定時においても、法人化の推進ということは入っていたので、誤解のないようにしておく必要があるのではないか。

- ・ これまで議論は少なかったが、地域においては、集落営農を中心とした組織の位置づけは非常に大きいので、集落営農組織の法人化等を通じながら、更に経営の基盤の強化に結びつけていくことは、この高齢化の中、次の世代への橋渡しについて苦慮しているところもあるので、これからの10年、20年を考えたときには今回の報告に含めることは必要ではないかと思う。

【農村・環境】

(高槻委員)

- ・ P. 49に自分の過去の発言を盛り込んでいただいたが、趣旨としては、食料確保という観点で、水産資源にも目を向けるべきということ。気候変動を背景とした生産の不安定化によって、農作物の確保調達が困難になることは事実だが、我が国の場合は水産資源に恵まれており、水産資源に目を向けることによって食料の安定確保を考えることが大事である、といった形で盛り込んでいただけないか。環境要因が不安定化しているので、農作物の長期安定調達が困難であることは事実である。逆に、水産資源は比較的恵まれた環境にあるため、農業や農産物がそのような状況にあっても、食料の確保という観点では水産物に優位性があると理解しており、例えばP. 10の②の生産の不安定化のところに盛り込むのも一案。

(中嶋部会長)

- ・ 当該部分は不安定化に関する文脈なので、ここで収まるかは分からないが、食料自給率の議論をする上でも、水産資源は非常に重要な食料と思っているので、どこかで言及したい。

(香坂委員)

- ・ P. 42の都市農業について、防災も含めた色々な機能に言及されているのは評価できる。最近、都市農業の方々と話していると、やはり担い手の問題について課題になっている。都市農業に関して、前向きな文言しか書かれていないが、課題も少しはあるということと言及してもよいのではないか。

(三輪委員)

- ・ P. 43の下から7行目、主副業区分ではなくあえて「兼業農家」と区分している理由があれば教えていただきたい。
- ・ P. 45からP. 46にかけて、②の農村におけるビジネスの創出は、農山漁村発イノベーションと絡めてということだと思うが、その最後に移住促進を入れることにしっくりこない。③の都市農村交流と絡めて②の農村ビジネスが実際に行われていると思うため、移住を②にまとめているのは違和感がある。
- ・ ④の農村RMOを単なる住民の支援だけでなく、農家レストランなどの農村ビジネスに活用している事例は多く出ていることから、②と④を分けてしまうのはミスリードになる可能性があるかと思う。

(杉中総括審議官)

- ・ P. 45の②は農村に居住する人が行う農村の中での取組となっており、移住は最終的に農村に入ることになることから②で言及した。③は都市にいながら農村とつな

がりを持つ関係人口のようなものを指す。②は農村に移ってビジネスを起こすということであり、③は都市にいながら農村と関係を持ちサポートしていく、といったメルクマークで分けた。

(三輪委員)

- ・ よくわかった。③について、二拠点居住などの完全に移住しない形でも農村で事業を行う方が増えてきていると思うため、そういったことも補っていただけるとすっきりすると思う。
- ・ ④については、農村RMOの活動は農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せてコミュニティの維持に資する取組となっているが、この文章の対比でいくと、非営利活動のように見えてしまうのではということ懸念した。農村RMOで稼いで成功されている方もおられるため、これからの重要なキープレイヤーだと伝わればいい。

(柚木委員)

- ・ 営農が継続されない農地が増加するという懸念の要因として、相続未登記等による所有者不明農地の問題について一言言及したほうがいいのではないか。この間の情勢変化として非常に大きな課題だったと思う。ご検討いただきたい。

(二村委員)

- ・ 環境のテーマに関しては、公共調達が重要だと思う。具体的にはP. 51の(ウ)やP. 52の④のところに、環境社会的配慮を行った農産物の活用に公共調達を用いて積極的に取り組むといったことを盛り込めないか。

【基本計画等】

(香坂委員)

- ・ 以前の部会で「地域の話し合いの機能が落ちている」という趣旨の発言をしたが、今後自治体や農業団体の広域化が進む中で、規模の違い、スケールの違いなどによって、地域が抱える課題への対応の阻害要因とならないように、連携の促進を図っていくことが重要。国は前面に出る必要はないが、連携やプラットフォーム作りの背中を押していく姿勢も継続して必要。こういった趣旨の文言を検討いただきたい。

(茂原委員)

- ・ 農村政策の部分について、これまでかなり発言させてもらったが、大体書き込んでもらってありがたいと思っている。
- ・ 行政手法について、P. 66の2に書き込んでもらった施策のあり方はこれから非常に重要になると思っている。農村政策を預かる立場としても、これは重要な視点であり、頑張っていきたい。

(吉高委員)

- ・ P. 63の1で、コスト構造の伝達を行う対象が消費者となっているが、ステークホルダー全体に伝えていく必要がある。特に、民間金融機関などはこういったものを理解していない。P. 16にESG投資などサステナブルファイナンスを追加いただいた

が、「民間投資」という言葉が文章中に1回しか出てきていないため、連携の中に民間金融や資金を入れていただきたい。

- ・ P. 66に「新規性のある挑戦的な取組」とあるが、事業成果ということではなく、未来に向けた意味合いやイノベーションなどの単語を入れていただきたい。未来の農業がどうなっているのかという取組が入っていると、これを見た次世代の若い方々が関心を持つようになるのではないかと思う。
- ・ P. 68の4に次世代に配慮した政策の展開、P. 68の5に国民的合意とあるが、先月施行されたこども基本法においては、国や自治体の施策は、児童や20代も含めるユースが意見の表明や参画する機会を確保することとなっている。我々の考える次世代ではなく、彼らの考える次世代を施策の中に入れるべき。単なる次世代への配慮ではなく、次世代の意見を取り入れて参画してもらい、一緒に作っていくといった合意形成を図っていくことが大変重要かと思う。

(清原委員)

- ・ P. 63の「消費者の理解の必要性」の文章に関して、消費者が食料の生産、加工、流通というフードシステムの全体を理解できるようにすることが必要と感じる。基本的な全体像が理解されていないと、例えば持続可能な方法で生産された農産物や食品に対する理解等の高度なリテラシーは獲得できないのではないか。そもそも、文章が長く、理解が難しいと思われるため、当方で修正案を作成したので、事務局で検討いただけないか。

【欠席委員提出意見】

(磯崎委員) (経団連の提言の概要)

- ・ 「食料・農業・農村基本法」制定以降の変化と課題として4点。①農業従事者が減少・高齢化し、農地面積の減少が進む一方、法人経営体が増加している。大規模かつ効率経営の経営体が更に活躍可能な国内生産基盤を強化すること。②世界的人口増加により食料需要が高まり、日本産農産物・食品の需要が増加している。食料安全保障の確保も見据え、海外需要を踏まえて輸出を更に強化すること。③地球環境問題が深刻化し、2050年カーボンニュートラルの実現や、サステナビリティへの意識が高まっている。環境に配慮した農業の実現に向けて、官民で関連技術を開発・実装すること。④世界的な食料供給が不安定化し、海外産の農産物や資材等への依存が高まっている。輸入や備蓄の安定と併せて、輸出分も含む国内生産拡大の施策推進すること。これらの課題に取り組み、農業の持続的な成長の実現、食料安全保障の強化につなげるべき。
- ・ 農業の持続的な成長に向け、政府は以下の3点に取り組むべき。①国内の生産基盤の強化のために、農地を集積・集約・大区画化、有効活用することと、法人経営体はじめ担い手の確保、能力発揮することにより大規模化し、また高付加価値化し、データの利活用、スマート農業の普及、バイオ技術の活用(代替タンパク質、ゲノム編集等)により生産性を向上すること、②輸出の強化のために、ジャパンプランド確立に向けて海外への広報宣伝活動を強化し、農産物や食品の認証取得を促進し、輸出環境を整備すること、③環境負荷軽減に向けた取組の促進のために、温室効果ガスを削減し、化学肥料・農薬の削減並びに役割の周知や啓発を行い、フードロスを削減すること。

- ・ 農業の成長産業化には、環境負荷軽減に配慮しつつ、生産基盤の強化と輸出の強化の推進が重要。これを踏まえ、政府は基本法の改定はじめ必要施策の検討や、関連法等の点検・見直しを進めるべき。農業の持続性の確保には、食育等による、農業の現状や重要性への国民理解の促進も必要。経済界は、技術開発やノウハウの提供、物流等を通じて、農業界や政府等との連携を一層強化する。

(堀切委員)

- ・ 食料システムの重要性について、現在の消費は、外食での消費を含め、生鮮品の割合が減少し、冷凍食品・加工食品等の割合が著しく上昇している。一次産業の農業ばかりでなく、食品製造業・食品流通業・外食業を含めた「食料システム」として国民への安定供給を図ることが必要。このため、「食料システム」の重要性を踏まえた政策の再構築が必要。
- ・ 適正な価格形成について、昨今のエネルギー・原材料価格の高騰の下で生産を継続し、食料を安定供給する前提として、適正な価格形成は、生産者のみならず、食品製造業者、食品流通業者、外食業者等にとって重要な論点と考えている。ただし、適正な価格形成のための食料システムの各段階の関係者による垂直的な取組については、それぞれの生産・製造等の持続性を確保するため、利益相反の取引当事者同士が、未来志向の下に「協調」して行こうという「試行的」な取組と考えるが、品目、業界等の特性を十分考慮しながら、合意形成プロセス等を簡略化することなく、慎重に進めるべき。
- ・ 食品産業の持続的な発展について、SDGsが企業の行動規範として幅広く受け止められ、CO2削減、生物多様性保全、水環境保全、資源の有効活用、環境に配慮した製品開発など環境負荷軽減、ビジネスにおける人権への配慮や地域社会への貢献等、各企業が地球市民として社会課題解決を強く意識した取組を進めていく必要。
- ・ 他方、食料安全保障の観点から、途上国の経済発展による穀物中心から畜産物に需要がシフトするという穀物需要の構造変化の下で、輸入が思うに任せないという事態を想定する必要。そのため、①生産者と食品製造業者、食品流通業者、外食業者等が連携した国内産地の育成や国内産地からの原材料の安定調達、②不測の事態の際には国内供給に切り替え得る輸出向けの生産拡大、あるいは海外展開等の取組が重要。このような国民への食品の安定供給の観点から食品産業政策を再構築すべき。

以 上